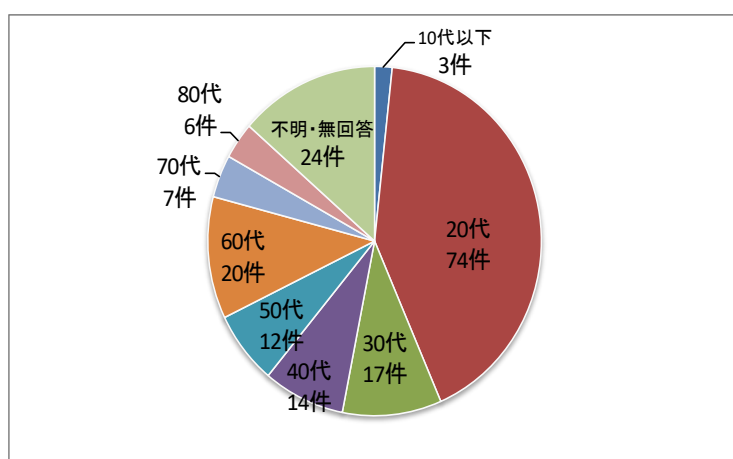


マルチ取引に警戒を

若者から寄せられる相談の中で、特に多いのが「マルチ取引」に関するトラブルです。マルチ取引とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探して販売し、買い手が増えるごとにマージンが入る仕組みをいいます。

- ▼高校の同級生から呼び出され、化粧品のマルチ取引の契約を勧められた。50万円と高額で「学生なので支払えない」というと、無人の消費者金融の現金自動預払機（ATM）に連れて行かれ、「会社員、年収300万円で申し込めば大丈夫」と言われ、借金して支払った。友人を何人か勧誘したが相手にされず、借金が返せない。（20代・女性）
- ▼海外に拠点のある業者と会員制交流サイト（SNS）でつながり、「スマートフォンを使ったアフィリエイト（成功報酬型インターネット広告）の仕事で、初期費用は発生するが、隙間時間に簡単に稼げるし、新たな会員を紹介すると紹介料も受け取れる」と言われて契約したが、全く稼げない。（20代・女性）



マルチ取引に関する年代別
県内窓口相談件数（2018年度）

勧誘者が親しい友人や先輩の場合、その関係を壊したくないばかりに断ることができず、借金をしてまで契約するケースが見られます。しかし、必ずもうかるうまい話などありません。友人、知人であっても、突然もちかけられるもうけ話はきっぱり断りましょう。

最近では、友人などによる対面勧誘に加え、SNS上で知り合った相手や、海外事業者が相手のインターネットを介したトラブルも増えてい

ますので注意が必要です。マルチ取引のうち特定商取引法の連鎖販売取引に該当する場合は、無条件で契約の解除ができるクーリング・オフの申し出も可能です。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。（開設時間：平日8：30～17：00）

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ

受付消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや！）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。